

第9回 長沼ミサイル基地訴訟

会員 内藤 功 (6期)

私は、長沼ミサイル基地訴訟（第一審）の原告弁護団の一員として、1969年10月3日から1973年9月7日の判決まで、28回約4年間の全期日に札幌地裁に出廷し、訴訟活動にあたった。

第1 「基地設置は違憲」の行政訴訟

1969年7月7日、国（農林大臣）は、北海道夕張郡長沼町の馬追山（マオイヤマ）の水源涵養保安林の指定を解除する処分を告示した。地対空ミサイル（ナイキJ）の基地設置のためである。同日、同町民137名が処分取消の行政訴訟と執行停止申請を札幌地裁に提起した。原告弁護団は、自衛隊は憲法9条2項の「戦力」であり、かかる自衛隊のミサイル基地設置は、保安林解除の要件である「公益上の理由」に該当しないと主張した。そして恵庭事件判決で回避された違憲判断を、本件で勝ち取るべく、主張の根幹に違憲論を位置づけた。

第2 執拗な裁判干渉

札幌地裁で本件の担当となった福島重雄裁判長（11期。現在富山県弁護士会会員）は、青年法律家協会に所属していた。政府、右翼勢力などは、直近の恵庭事件公判での自衛隊実態審理、統合幕僚会議事務局長の尋問、無罪判決の確定などの教訓から、本件裁判に対し、本格的な干渉の態勢をとって臨んできた。札幌地裁所長の平賀健太氏は福島裁判長に書簡を送ってきた。「このような意見を裁判前に担当の裁判長である貴兄に申し上げるのは些か越権の沙汰とも考えますが」との前置きで、「馬追山の立木の伐採による洪水の危険は代替工事によって防止できる。裁判所は農林大臣の裁量による判断

を尊重すべきである」と、住民敗訴を促がす内容であった。

しかし福島裁判長ら民事第1部は「伐採によって洪水の危険が増大し生命財産に回復し難い損害を蒙る」として停止決定をした。あわせて「自衛隊の規模、装備、能力を、実態に即して検討し、憲法9条にいう戦力に該当するとの判断を受けることもありうる」とも判示した。そして同決定後、福島裁判長はこの書簡交付の事実を所長代行に報告した。これを受けて、9月13日から15日にかけて、札幌地裁裁判官会議が開かれ、平賀所長の説明を聴取し、全員発言の上、所長に対し「嚴重注意」を申し入れた。そして、福島裁判長は記者会見で干渉の事実を公表し、この事実は全国に報道された。これに対し政府・司法当局は、福島氏の書簡公表は裁判官の品位を侵すとして非難したが全国の多くの人びとからは福島氏の行動は裁判官の独立を守る勇氣あるものとして支援と激励が寄せられた。

第3 源田実元航空幕僚長尋問と裁判長忌避

本案訴訟の第4回期日（1970年3月13日）に、福島裁判長は原告申請の証人の第1号として、源田実元航空幕僚長（当時自民党参議院議員・国防部会長・元海軍大佐）を採用し次回に尋問を決定した。すると4月18日、国側は福島裁判長を忌避する申立をした。前代未聞である。忌避申立は却下。即時抗告も7月10日棄却となった。そして10月9日源田実氏の証人尋問が行われた。源田氏は「航空自衛隊は、アメリカの反撃力を目標に対して誘導して守る、帰りをうまく誘導するのが任務。ただ守るだけでは意味をなさない」と、自衛隊と米軍の一体性

を強調した。この尋問直後の10月19日国会の裁判官訴追委員会は福島裁判長を訴追猶予、平賀所長は不訴追とする決定を出した。さらに9日後の28日札幌高裁長官は、福島裁判長を呼んで、口頭で注意処分を通告した。福島裁判長は「裁判官を政治の干渉から守るべき高裁長官が政治権力に迎合した。裁判官を務める気持ちがなくなった」として辞表を提出。これに対し、札幌弁護士会会長が高裁長官に抗議。全国から「辞めるな」の電報、電話、手紙が集中。10月30日、福島裁判長は辞表を撤回した。その後福島裁判長の札幌での任期も近づいたが、後任裁判長の引き受け手はなく、福島裁判長は、結審、判決まで本件審理を全うした。

第4 自衛隊の実態審理

本件で国側は、地対空ミサイル（ナイキJ）はもっぱら防空の兵器であり、その任務は北海道中央部の政経中枢と交通要衝を守るためと主張。航空自衛隊現職幹部もその主張に沿う証言を試みた。これを打ち破る工夫に苦心し、次のような論立てとした。

①航空自衛隊は（陸海も同様）、米戦略に組み込まれ、米空軍との共同作戦を前提として、装備・編成・配置・教育・訓練・演習が組み立てられていること。②航空自衛隊の防空作戦は、米軍の攻撃力確保のためで、重点防護地域は、米軍の発進基地（三沢、千歳、横田等）、ミサイル基地、レーダー基地であること。③航空自衛隊による防空作戦のオペレーションズ・リサーチ（O・R）の見積もりは甘いところがあって、結局は、米軍による敵国基地攻撃力に依存するほかないこと。

1972年1月28日、国側の証人、植村英一空将（本

件ミサイル配備決定時の空幕防衛部長）に対する反対尋問でこれらの点を追及した。ちょうど航空自衛隊幹部学校での、O・Rの資料を入手したので、このO・Rを確認する方向で尋問した。結局「防空のみに専念する場合、敵航空機の30%は撃墜困難。敵基地を連続攻撃することに主眼をおくしかない」「航空自衛隊が3、4日から1週間もちこたえた後は、米軍、第7艦隊が来てくれるのではないか」「しかしその約束はないし、結局期待にすぎない」という証言を得て、決着した。

第5 判決の今に生きる意義

1973年9月7日の判決（判時712号24頁）の重点は5点。「①平和的生存権は具体的権利。ミサイル基地は攻撃目標。地域住民はこの権利を基に裁判を起こせる。②国家権力が憲法の基本原則の重大な違反を犯した時は司法権は憲法適合性を審理判断する義務がある。③自衛隊の規模、装備、能力について当事者から一定の主張立証がなされれば裁判所は自衛隊の憲法適合性を審査検討できる。④作戦計画、装備、編成、能力、演習等の証拠によれば自衛隊は『戦力』に該当する。⑤憲法9条は、平和な民主主義国として進むわが国の安全を脅かすものはいないとの確信、世界各国民の平和の信念、国際連合による戦争防止の可能性によって基礎づけられている。」

いま、憲法9条の原点に立ったこの判決を精読し、存分に活用することが大事であると考えます。